

**尼崎市立下坂部小学校建替整備事業に係るDB発注者支援業務
公募型プロポーザル評価要領**

本評価要領は、本市が実施する尼崎市立下坂部小学校建替整備事業に係るDB発注者支援業務の委託にあたり、受託候補者を特定するための評価点の算出方法、受託候補者の選定方法等を示したものであり、別途公表する「尼崎市立下坂部小学校建替整備事業に係るDB発注者支援業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）及び「尼崎市立下坂部小学校建替整備事業に係るDB発注者支援業務公募型プロポーザル様式集」（以下「様式集」という。）と一体のものとして扱う。

1 評価概要

業務提案審査として、業務提案書（プレゼンテーションを含む。）の内容をもとに、募集要領等に基づく各種書類の提出を応募者に求め、評価要領による審査を行い、受託候補者を特定する。

なお、本プロポーザルの評価は、尼崎市立下坂部小学校建替整備事業に係るDB発注者支援業務委託事業者選定会議（以下、「選定会議」という。）が実施する。

2 評価基準

(1) 評価項目及び配点

評価項目	評価内容	配点	小計
取組体制・方針の評価			
①応募企業の実力	応募企業の同種業務の実績	3点	25点
	上記のうち学校施設の実績	2点	
②担当チームの能力	管理技術者の同種業務の実績	4点	
	上記のうち学校施設の実績	3点	
	主任技術者の同種業務の実績	3点	
	上記のうち学校施設の実績	2点	
	照査技術者の同種業務の実績	3点	
	上記のうち学校施設の実績	2点	
③担当チームの対応	主任技術者の繁忙度（手持業務量）	3点	
	業務実施にあたっての体制及び留意事項	20点	
	DB事業者の選定方針	25点	
工程計画	15点		
価格提案の評価			
④本業務を実施するにあたっての見積額に応じて算定		15点	15点
合計点		100点	

応募者の最終得点は下記のとおりとする。

$$\text{最終得点} = (\text{①} + \text{②合計審査得点} + \text{市内加算}) + (\text{③} + \text{④合計審査得点})$$

市内加算とは①+②合計審査得点に元請が市内事業者であれば 10%、準市内事業者であれば 5%を乗じた加算を行う。

選定終了後、受託候補者名は応募者名と最終得点、次点候補者及び 3 位以下の応募者は最終得点のみ公表する。

【同種業務の定義】

同種業務：DB方式又はPFI方式による設計業務・建設工事の事業者選定に係る発注者支援業務。この場合のDBには実施設計からのDBも含むものとする。

(2) 評価の視点

評価内容	視点
応募企業の同種業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> 同種業務の経験が豊富である。また、学校施設（学校教育法に定められた学校に限る。）を対象とした業務実績が豊富である。
管理技術者の同種業務の実績	
主任技術者の同種業務の実績	
照査技術者の同種業務の実績	
主任技術者の繁忙度 (手持業務量)	<ul style="list-style-type: none"> 本業務委託にどの程度専念できるか。
業務実施にあたっての 体制及び留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 本業務委託を実施するにあたって必要となる検討内容を分析した上で、業務実施に有効な体制を提案しているか。
DB事業者の選定方針	<ul style="list-style-type: none"> 実施設計及び建設工事を円滑に進めていくため、技術革新や設計変更対応等、DB発注時には想定できない課題等について示されているか。 具体的かつ示唆に富んだ記述がなされているか。
工程計画	<ul style="list-style-type: none"> DB事業者の選定スケジュールと市が実施すべき業務が、無理なくかつ適切に設定されているか。 本業務委託の作業ボリュームを検討した上で、選定スケジュールとリンクした本業務委託の実施スケジュールが検討されているか。 本業務委託の工程管理のポイントが明示されるとともに、有効な工程管理方法が具体的に示されているか。

(3) 評価区分

◆ 取組体制・方針の評価

各評価項目の評価区分に応じて「配点×乗率」を算出して評価点とする。

評価区分	評価内容	乗率
A	提案内容が優れている	1.0
B	提案内容がやや優れている	0.8
C	提案内容が普通である	0.6
D	提案内容がやや劣っている	0.2
E	提案内容が劣っている	0

◆ 価格提案の評価

提出された価格提案書の提案額（2 か年合計）に基づき、以下の算定式により算出した点数を評価点とする。（小数点第2位を四捨五入）

$$\text{価格評価点} = 15 \text{点} \times \frac{\text{委託金額の上限合計額} - \text{提案額}}{\text{委託金額の上限合計額} - \text{最低価格}}$$

- ・最低価格は、最も低く提案された提案額（2 か年合計）をいう。
- ・最低価格が提案上限額と同額となった場合は価格評価の乗率を0とする。
- ・提案額が各年度の委託金額の上限額を上回る場合は失格とする。

3 受託候補者の特定方法

選定会議の各委員の評価点の平均点（100点満点、小数点第一位を四捨五入）の最も高い者を受託候補者として特定する。ただし、評点が同一の場合は、業務提案のうち、担当チームの対応に係る評価点が高い者を上位者とする。さらに、担当チームの対応に係る評点についても同一の場合は、選定委員の合議をもって受託候補者を特定する。

なお、審査の結果、評価点が最低基準点（60点）に満たない場合は、受託候補者の選定対象としない。

以上